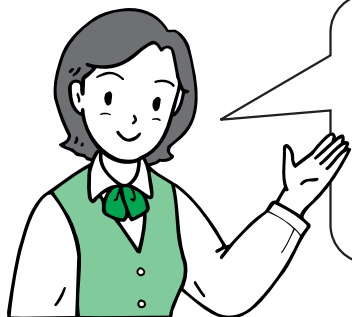




ざま

定額給付金および子育て応援特別手当の 申請書の発送を開始します!!



市では、国会での定額給付金関連予算の成立後、給付に向けた準備を進めてきました。このほど、申請書の発送準備が整いましたので、発送を開始します。まもなく、お手元に申請書が届きますので、内容をよく確認していただき、早目に申請してください。

よくお読みください!!

申請手続きから給付までの流れ

座間市に住民登録をしている世帯の世帯主あてに、申請書類を発送します。(外国人登録をしている方はお一人ごとになる場合があります。)
※4月30日(木)までにお手元に届かない場合は、下記のホットラインまでご連絡ください。

申請書に必要事項を記入してください。記入に当たっては、申請書と同封の「お知らせ・記入方法」をよくご覧ください。

左の「返送していただく書類」を参考に、必要な書類の写しを申請書の左面に貼り付けてください。

申請書と同封の返信用封筒に、申請書と添付書類を入れて、ポストに投函してください。

2～3週間程度

申請に基づき決定通知書を発送します。内容を確認し、大切に保管してください。

1～2週間程度

申請書に記載していただいた振込先指定口座に給付決定額を入金します。通帳には、「ザマシティガクキュウフキントウ」と記載されます。

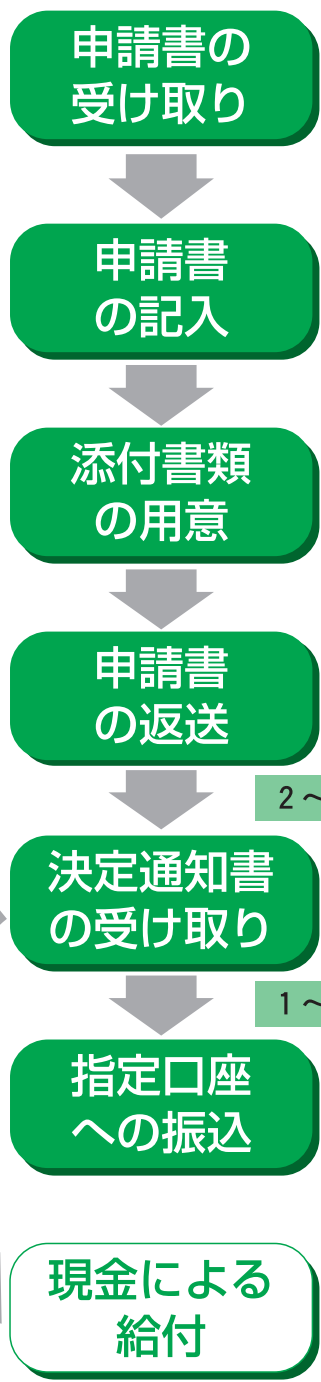
決定通知書と一緒に、支給の日時と場所(市役所内)を記載した文書を送付します。支給日には、決定通知書とお越しいただく方の身分が確認できる書類(「返送していただく書類」の「申請者本人確認書類の写し」と同じ)をお持ちください。

お手元に届く書類

- 申請書 (A3片面)
左面：添付書類貼付欄
右面：必要事項記入欄
- お知らせ・記入方法 (A3両面)
- 返信用封筒

返送していただく書類

- 申請書
- 通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載してあるページ)
⇒口座振込を希望する方は必要です。
- 外国人登録証明書の写し
⇒外国人登録をしている方は必要です。
- 世帯構成員以外の方(同居の親族または法定代理人)の代理申請の場合に必要なもの
 - ・世帯主との関係を証する書類の写し(詳しくは、ご相談ください。)
 - ・申請者本人確認書類の写し
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、官公庁が発行した写真付免許証等
- 子育て応援特別手当の対象者追加に必要なもの
 - ・医療保険の被保険者証の写し等(詳しくは、ご相談ください。)



お手元になるべく早く、給付金が届くためには…

- ①世帯主または世帯構成員が申請してください。また、振込口座も世帯主または世帯構成員名義のものをお選びください。
- ②申請は郵送をお願いします。
- ③市内での転居、市外への転出をした方は、郵便局へ転送の届けをお願いします。
- ④現金による給付ではなく、口座振込をお選びください。現金による給付は、5月下旬以降になります。
- ⑤ゆうちょ銀行への振込は、ゆうちょ銀行内の事務処理の関係で、振込日がほかの金融機関よりも1カ月程度遅くなります。



座間市定額給付金・子育て応援特別手当ホットライン ☎046(206)0127

受付時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜日、祝日を除く





定額給付金・子育て応援特別手当 Q&A

Q1 定額給付金の一人当たりの金額は？子育て応援特別手当の一人当たりの金額は？

A1 定額給付金は、平成21年2月1日を基準に65歳以上の方と18歳以下の方が一人当たり2万円、それ以外の方が一人当たり1万2千円です。子育て応援特別手当は、対象となる子ども一人当たり3万6千円です。

Q2 平成21年2月2日に子どもが生まれたのですが、給付の対象となりますか？

A2 申し訳ありません。平成21年2月1日が支給の基準日となりますので、平成21年2月2日以降に出生した子どもは、給付の対象なりません。

Q3 平成21年2月2日に亡くなった家族がいるのですが、給付の対象となりますか？

A3 平成21年2月2日以降に亡くなった方も給付の対象となります。ただし、単身世帯の方が亡くなった場合には、給付の対象なりません。

Q4 平成21年2月2日以降に他市から座間市に引っ越して来たのですが、給付金は座間市でもらえるのですか？

A4 以前お住まいの市に2月2日以降を転出日として届け出したのであれば、以前お住まいの市からの給付となります。2月1日以前を転出日として届け出したのであれば、座間市で給付します。ただし、届出日などの関係で異なる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q5 平成21年2月1日には座間市にいたのですが、今は別の市に住んでいます。申請書は今の住所に届きますか？

A5 申請書を送付するための住民記録は、2月16日までに届け出のあった状況を反映していますので、2月16日時点での住所にお送りすることになります。正確な郵送のために郵便局へ転送の手続きをお願いします。

Q6 配偶者が外国人登録をしているのですが、申請書がわたしと配偶者のそれぞれに届きました。家族でまとめて申請できないのですか？

A6 ご家族でとりまとめていただいて結構です。代表となる方お一人の申請書に、代表者以外のご家族の氏名、生年月日、給付金額を記載して、合計額を修正してください。なお、申請書を返送するときに、必ず代表となる方以外のご家族の申請書（記載は不要です。）も同封してください。

Q7 子育て応援特別手当の対象となった子どもにも、定額給付金は給付されるのですか？

A7 はい。子育て応援特別手当の対象となるお子さんには、定額給付金と合わせて5万6千円が給付されます。

Q8 いつまでに申請すればいいのですか？

A8 座間市では申請期間を平成21年4月13日(月)から平成21年10月13日(火)までと定めています。この期間の中なるべくお早めに申請してください。

「子育て応援特別手当」について

定額給付金と同様に、平成20年度限りの措置として給付されます。この手当は、お子さんの多い世帯の幼児教育期の負担を軽減するためのものです。

(1) 給付対象者

平成21年2月1日現在で、次のいずれかに該当する方のうち「(2) 対象となる子ども」のいる世帯の世帯主が給付対象者となります。

- ① 住民基本台帳に記録されている方
 - ② 外国人登録原票に登録されている方（短期滞在の在留資格などは除く）
- ※申請書には2月1日までの住民異動の状況について、2月16日までに届け出があった内容を反映し、記載しています。

(2) 対象となる子ども

次の2つの条件を同時に満たす子どもが給付の対象となります。

- ① 平成2年4月2日以降生まれの子どもで、年齢順に第1子、第2子と数えて、第2子以降の子ども
 - ② 平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子ども
- ※第1子と対象となる子どもとが別居しているときは、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となりますので、申請前に子育て支援課(☎046(252)7201)または座間市定額給付金・子育て応援特別手当ホットライン(裏面下部参照)へご連絡ください。

(3) 手当の額

対象となる子ども一人につき3万6千円

子育て応援特別手当の対象となる子どもと手当の額の例

Aさん世帯

世帯主

平成2年4月2日以降に生まれた子ども

平成14年4月1日以前生まれ

平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ

平成17年4月2日以降生まれ

第1子

第2子

第3子

第4子

Aさんへの子育て応援特別手当
3万6千円×2人=7万2千円

手当の対象となる子ども

Bさん世帯

世帯主

平成2年4月2日以降に生まれた子ども

平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ

平成17年4月2日以降生まれ

第1子

第2子

第3子

Bさんへの子育て応援特別手当
3万6千円×1人=3万6千円

手当の対象となる子ども

振り込め詐欺に注意してください!!

定額給付金の給付について市町村から、

- 電話で連絡することはありません。
 - ATMに行くよう指示することはありません。
 - キャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりすることはありません。
- 次のような電話は、振り込め詐欺と思ってください。
- 今日が給付最終日(期限)なので、キャッシュカードを持ってATMに行ってください。
 - 指定口座に振り込めないで、キャッシュカードを持ってATMに行ってください。

このほかにもさまざまな方法での詐欺が考えられます。不審な電話がありましたら、座間警察署または座間市定額給付金・子育て応援特別手当ホットライン(裏面下部参照)へご連絡ください。



座間警察署生活安全課
☎046(256)0110 内線261

座間市定額給付金・子育て応援特別手当の申請期間は、
平成21年4月13日(月)～平成21年10月13日(火)(当日消印有効)です。
申請は、お早めに!!